

新座市告示第 139 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、市税等の収納事務について、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

また、市税等の収納事務について、同法第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年 4 月 / 日

新座市長 並 木



1 指定納付受託者及び指定公金事務取扱者

東京都文京区本郷三丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

代表取締役 角田 典彦

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

(1) 市民税・県民税・森林環境税

(2) 固定資産税・都市計画税

(3) 軽自動車税

(4) 国民健康保険税